



EY Taiwan
JBS NEWSLETTER

June 2022

EY Taiwan

JBS NEWSLETTER

- June 2022 -

改めて整理しておきたい 日台租税協定の適用

本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

▶ はじめに

前年の決算が終了し、董事会や株主総会の開催を実施した企業も多いと存じます。この中で、特にご質問が多い事項として、日本本社に対する配当金にかかる台湾における源泉税の取り扱いについてです。

2017年より、日本と台湾では日台租税協定が発効されており、これによって配当金の源泉税率は、法で定められる21%から10%に軽減することができます。

ただし、日台租税協定が発効されているからといって自動的に税率が軽減されるわけではなく、所定の書類の提出等が必要となります。

配当金の源泉税以外にも、日台租税協定の適用によって、日台間における様ざまな減免措置、有効な租税対策を講じることが可能となります。

今回は、日台租税協定の全体の概要から、特に、各会社における減免措置の適用と事前確認制度(APA)に関して整理をしました。

▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 日台租税協定の概要
- ▶ 配当、利息、使用料・ロイヤリティーの源泉税率の軽減
- ▶ 恒久的施設(Permanent Establishment、以下PE)が無い、もしくはPEに帰属する事業所得が無い場合の免税申請
- ▶ 事前確認制度(APA)

日台租税協定の概要

租税協定とは

二重課税の排除や脱税の防止等を目的として、国家間で個別に締結される合意のことです。他国では、一般的に租税条約と言われますが、台湾の場合、租税協定や民間取り決めと称され、2022年6月現在、34カ国と締結をしています。日本と台湾間の協定は2017年より発効されており、配当、利息、使用料・ロイヤリティーといった項目の源泉税軽減の他、恒久的施設の概念の整理、二国間の事前確認制度、相互協議制度等が定められています。

出典：財政部ホームページ(「我國所得税協定一覧表」<https://www.mof.gov.tw/singlehtml/191?cntId=63930> 2022年3月29日更新)

日台租税協定の主な内容

配当、利息、使用料・ロイヤリティーの源泉税率	→	10%への減税
PEにかかる概念整理	→	申請による免税の可能性
二国間の事前確認、対応的調整	→	APA (事前確認) MAP (相互協議)
その他財産所得税の免除など	→	株券不発行時の 売却益課税の免税

※日台租税協定条文よりEY台湾にて作成

租税協定の適用によって、配当金、利息、使用料・ロイヤリティーといった項目の税率の軽減、あるいは、恒久的施設(PE)が無いもしくはPEに帰属する事業所得が無い場合には免税とすることができますが、それぞれ適用にあたっては手続や申請が必要となります。つまり、租税協定が締結されているからといって、自動的に源泉税の税率の軽減や免税となるわけではないという点に注意が必要となります。

日台租税協定の個人所得に対する適用

日台租税協定第15条では、日本人従業員が台湾で労務を提供し、同時に当該従業員が、日本における税法上の居住者である場合、または、関係する年度における開始または終了したいずれかの12カ月の期間において、台湾に継続して滞在した期間、もしくは滞在期間の合計が183日を超えない場合などの要件を満たす場合、日本の雇用主から取得した給与所得について、その課税権は日本に帰属し、台湾は当該労務報酬の課税を免除することとなっています。ただし、この場合も、個人の確定申告の際に、必要書類と共に証明を行って初めて、該当部分について税務当局は所得について所得税の免除を承認することになります。

使用料・ロイヤリティーとは

中文では「権利金」となり、日台租税協定の規定上、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物(映画フィルム及びテレビジョン放送用又はラジオ放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいいます。

配当、利息、使用料・ロイヤリティーの源泉税率の軽減

日台租税協定による配当、利息、使用料・ロイヤリティーの源泉税率の軽減

日本企業が、台湾にて発生した配当、利息、及び使用料・ロイヤリティーにかかる所得を取得した場合、台湾の所得税法によって、原則として、配当については21%、利息と使用料・使用料・ロイヤリティーについては20%の源泉徴収がなされます。しかし、日台租税協定を適用することで、源泉税率を下表の通り軽減することが可能となります。

所得種類	台湾での所得税負担	
	原則	日台租税協定の適用後
配当	21%	10%
利息	20%	10%
使用料・ロイヤリティー	20%	10%

配当、利息、使用料・ロイヤリティーの源泉税率の軽減のための日台租税協定の適用

前述の通り、日台租税協定の適用によって、配当、利息、使用料・ロイヤリティーの源泉税率の軽減が可能ですが、自動的に軽減されるわけではありません。個別の事前申請や許可の取得が必要になるわけではありませんが、以下の通り、所定の書類を準備の上、源泉税の申告納付時に提出する必要があります。

	配当	利息	使用料・ロイヤリティー
必要書類	①適用申請書		
	②日本の税務当局が発行する居住者証明 ← 日本にて準備が必要		
	③所得受益者証明 ← 日本にて準備が必要		
	④株式(出資金)持分の証明	④融資または預金契約書 (中文翻訳が必要な可能性あり)	④使用料・ロイヤリティーに係る契約書(中文翻訳が必要な可能性あり)
	⑤設立当初のFIAの公文書		
	⑥配当金計算書または通知書	⑤利息計算明細または通知書 等	⑤使用料・ロイヤリティーの計算明細 等
	⑦配当を決議した株主総会議事録 等		
必要手続	▶ 適用のために個別の許可は不要		
	▶ 源泉徴収申告の際に、上記の書類を添えて提出すればよい		

配当、利息、使用料・ロイヤリティーの源泉税率の軽減(続)

各書類の準備にあたっての留意点

配当、利息、及び使用料・ロイヤリティーにかかる源泉税率の軽減に当たっては、前述の書類を準備することが必要となりますが、ここでは、各書類と税務署への提出にあたっての留意点を記載します。

日本側で準備が必要な書類について

前ページ表のうち、②居住者証明とは、それぞれ受領する会社が日本の居住者であることを証明する書類です。日本の所轄税務署にて発行が必要となります。台湾専用のフォームが設けられており、発行に一定の時間を要します。

また、前ページ表のうち、③所得受益者証明とは、日本の配当受領者側で準備する必要があります。日本側が該当所得を受領する当事者であることを明確にするものです。日本側の代表者の署名や押印が必要となります。所定のフォームはありません。

なお、それぞれ、日本で発行された文書として、在外公館(台北駐日経済文化代表処)の認証が必要となる場合があります。

台湾税務署への事前確認

書類が日本語や英語で作成されている場合、台湾の税務署によっては前述の書類以外の提供や中文の翻訳を求められるケースもあるため、事前に税務署に必要書類を確認しておくことをお勧めします。

タイムスケジュール

源泉税の納付期限は10日以内と短いため、特に日本側で準備が必要な居住者証明や所得受益者証明について、事前に余裕をもって準備することが望まれます。なお、2022年6月現在、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって、日本の居住者証明の発行に時間を要するケースや、予約制による認証手続などの状況が発生しています。上記資料の準備については、これまで以上に時間的余裕を見ることが望まれ、また、場合によっては、それぞれの支払基準日を遅らせる等の対応も検討が必要と考えられます。

日台租税協定をこれまで適用せず、原則税率で納税してきた場合、還付はできないか

日台租税協定の発効によっても、軽減された税率が自動的に適用されるわけではないため、会社によっては、日台租税協定の適用をせず、原則税率で源泉徴収を行ってきたケースも見受けられます。

その場合も、2017年の日台租税協定の発効以降であれば、基本的には、原則税率による税額と軽減税率による税額の差額について、税務当局に対して還付申請を行うことで還付を受けることができます。

ただし、還付にあたっては必要書類を準備の上で対応することが必要です。また、日本側での税額控除の適用状況や台湾における他の税務リスクなど、諸種確認しながら還付申請を進めることが重要となりますので、専門家に相談することをお勧めします。

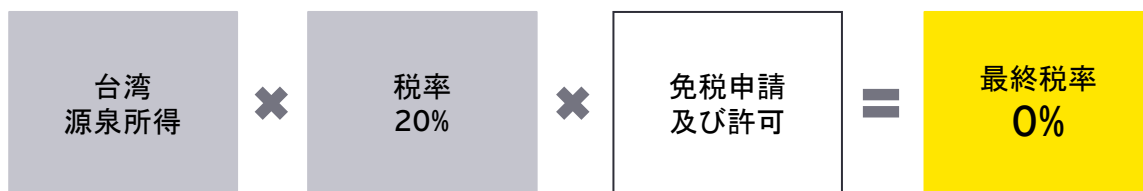
恒久的施設(PE)が無いもしくはPEに帰属する事業所得が無い場合の免税申請

免税申請概要

日台租税協定第5条によってPEは以下のように定義されています。ただし、台湾の場合、租税協定の適用は任意となっており、国内法である所得税法が優先されます。そのため、台湾に源泉所得がある場合には、まず原則として源泉税が課されます。これに対して、以下のPEの定義に該当せず、所定の書類をもって申請を行い、許可を得た場合に初めて免税となります。PEに該当しないからと源泉徴収を怠った場合、源泉徴収漏れとして前述の罰則が発生する可能性がありますので、留意が必要です。

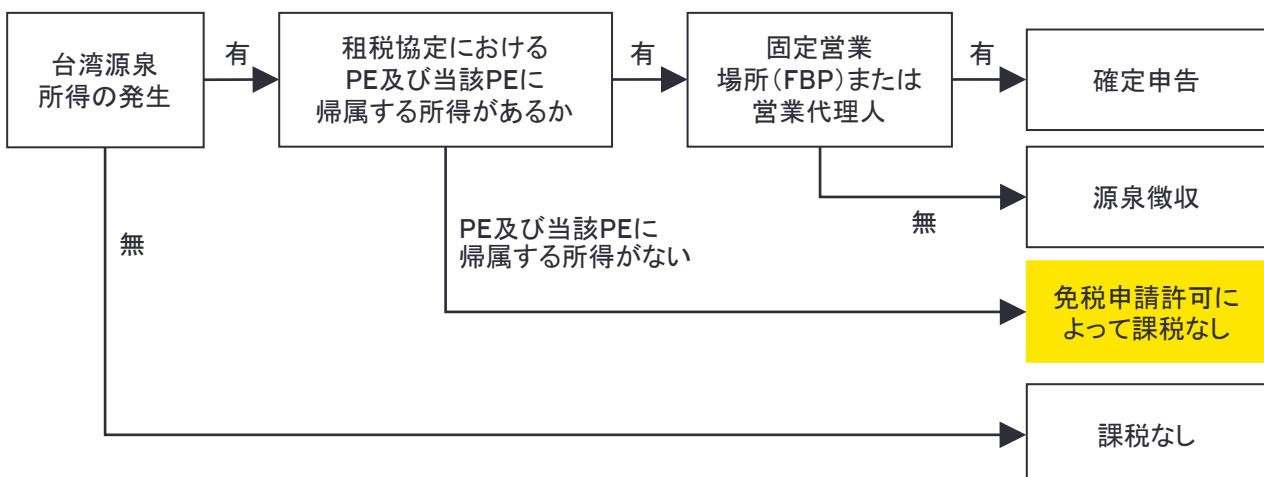
PEの定義(日台租税協定第5条より一部抜粋)

- ▶ 「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っているものを指し、特に事業の管理の場所、支店、事務所、工場、作業場などが含まれる。
- ▶ また、建築工事現場若しくは建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督活動(6カ月を超える場合に限る)、企業が行う役務の提供で、使用人その他の職員又は者を通じて行われるもの(開始し、又は終了するいずれかの12カ月の間において合計183日を超える場合)も含まれる。
- ▶ 物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用する場合などは恒久的施設に該当しない。



源泉所得の発生、租税協定の適用の整理

台湾では、国内法によって源泉所得の発生した際には源泉税が課されることが原則となります。その一方で、前述の租税協定に免税申請の適用がなされて初めて免税となります。これに加えて、PEが存在するとされた場合に、それが固定営業場所(支店など)に該当するか否かも考慮しますと課税関係は以下のように整理されます。



恒久的施設(PE)が無いもしくはPEに帰属する事業所得が無い場合の免税申請(続)

免税申請の対応について

免税申請の適用にあたっては、以下の書類の準備を行い、税務当局に申請の上で許可を得る必要があります。

必要書類と留意点等

適用申請書	租税協定適用のための申請書。財政部ホームページ (https://www.ntbna.gov.tw/eng/multiplehtml/8e6b810dcee94ddc822e96c950ff430f) よりダウンロードが可能です。
居住者証明	収益を受領する会社が日本の居住者であることを証明する書類。日本の所轄税務署にて発行が必要となります。台湾専用のフォームが設けられており、発行に一定時間を要します。なお、日本で発行された文書として、在外公館(台北駐日経済文化代表処等)の認証が必要となる場合があります。居住者証明の発行にあたる留意点は、P.5をご参照ください。
補足説明資料	台湾にPEが無いこともしくはPEに帰属する営業ではないことの補足資料所得に関する証明書類等

申請から許可に至るまでは、税務当局から追加で質問や資料の要求がなされ、許可を得るまでに、通常3カ月から長い場合では1年を超えることもあります。他方で、いまだ許可が取得できていない段階で、対価の支払がある場合には国内法で定められた源泉税率にて源泉徴収を行う必要がありますが、許可を得た後に還付を行うことができます。

この免税申請により、税額をなくすことができますが、その一方で許可にあたっての税務当局の審査も相当程度厳しいものとなります。また、この申請を行うことでかえって税務当局に台湾国内のPEや源泉所得を自ら申し出ることにもなり、それによる税務リスクが生じる可能性もあるため、申請にあたっては専門家にご相談いただくことをお勧めします。



事前確認制度 (APA)

事前確認制度 (APA) の概要

台湾では、売上総利益率や営業利益率などが同業他社を大きく下回ってしまった場合や、前年度と比較して大きく悪化したような場合、税務当局の調査の対象となるケースがあります。さらに、重要な関連者間取引がある場合には、移転価格に関する調査 (特別調査) が行われる可能性も高くなります。

特別調査は、一般的に長期にわたり、質問等も詳細なものとなります。特別調査の結果として、多額の追徴税額が発生する可能性もあります。

このような状況の下で追徴課税のリスクを低減するために取り得る方策として、事前確認制度 (Advanced Price Agreement、以下APA) の申請があります。

APAとは、関連者間取引の独立企業間価格の算定方法について、税務当局に事前の確認を求め、合意を得る制度です。

APAの概要とメリット

適用期間	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3年間~5年間 ▶ 2017年度までの過年度の未確定案件へのロールバック申請も可能 (APA合意後に別途申請)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各国内での税額負担の安定性を確保 (追徴課税リスクの回避) ▶ 移転価格調査の対応に係る時間とコストの削減
種類	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 台湾税務当局のみとの事前確認 (ユニラテラル APA) ▶ 台湾及び取引相手国の税務当局との事前確認 (バイラテラルAPA) ▶ 3カ国以上の税務当局との事前確認 (マルチナショナルAPA)
申請条件	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 申請対象期間の関連者間取引総額が5億台湾元以上あるいは申請年度の取引総額が年間2億台湾元以上 ▶ 過去3年間において重大な申告漏れがない ▶ 所定の文書や移転価格報告書の準備が完了している

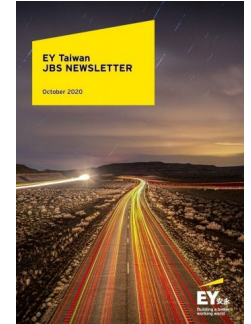
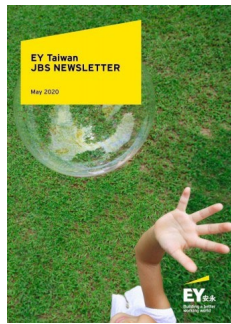
上表の通り、関与する税務当局により、ユニラテラルAPAとバイラテラルAPA、又はマルチナショナルAPAに区分されます。それぞれの相違は以下のとおりです。

種類	メリットとデメリット
ユニラテラルAPA	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 合意を得るまでの期間が比較的短い ▶ 租税協定を締結していない国の場合でも申請可能 ▶ 相手国からの指摘のリスクは排除できない
バイラテラル又はマルチナショナルAPA	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 相手国側での移転価格に関する調査のリスクも排除可能 ▶ 合意を得るまでに時間や煩雑さが増す

JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2022年5月	コロナ禍における董事会、株主総会開催方法の整理と感染拡大に伴う所得税申告期限等の延長
2022年4月	外国人従業員に係る個人所得税申告の留意点
2022年3月	台湾税務当局の注意喚起を踏まえた税務上の基本事項と留意事項(棚卸資産の廃棄と支払手数料)
2022年2月	台湾税務当局の注意喚起を踏まえた会計・税務上の基本事項と留意事項(売上計上時点、売上値引の計上)
2022年1月	台湾における外国人に対する減税の検討—新旧制度把握
2021年12月	台湾における外国人の3大重点ポイント(台湾入境・租税優遇・給与税務申告)
2021年11月	台湾における日系企業から多く頂くご質問(法人所得税編②)
2021年10月	海外駐在員の税金に対する補填手当の方針について
2021年9月	コロナウィルス禍における台湾への外国人入境のキー—特別許可—
2021年8月	台湾における日系企業から多く頂くご質問(法人所得税編①)
2021年7月	台湾における日系企業から多く頂くご質問(会社決算・取引編)
2021年6月	台湾におけるコロナウィルス対策 税務救済措置まとめ
2021年5月	新台湾赴任者のための制度基礎(移転価格税制及び個人編)新型コロナウィルスによる株主総会延期(停止)措置に対する非公開会社の対応整理

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせて頂いておりますEY担当にご連絡を頂くか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡をください。

安永聯合會計師事務所

企業税務サービス

劉惠雯 税務服務部營運長
02 2757 8888 88858
heidi.liu@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師
02 2757 8888 88870
yishian.lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師
02 2757 8888 88872
sophie.chou@tw.ey.com

楊建華 執業會計師
02 2757 8888 88875
chienhua.yang@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師
02 2757 8888 88873
anna.tsai@tw.ey.com

林志翔 執業會計師
02 2757 8888 88876
michael.lin@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師
07 238 0011 88990
ben.wu@tw.ey.com

曹盛凱 執行總監
02 2757 8888 67151
kelvin.tsao@tw.ey.com

移転価格サービス

周釗培 執業會計師
02 2757 8888 88871
george.chou@tw.ey.com

林志仁 執業會計師
02 2757 8888 67076
sean.lin@tw.ey.com

JBS

清本雅哉 副總經理
02 2757 8888 88830
masaya.kiyomoto1@ey.com

橋本純也 協理
02 2757 8888 66458
junya.hashimoto@tw.ey.com

堀井政東 協理
02 2757 8888 66525
masato.horii@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world(より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財団法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2022 EY Taiwan.
All Rights Reserved.

00259-226Jpn
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

